

○長野大学環境ツーリズム学部・企業情報学部教員資格審査基準長野大学地域経営学部（仮称）教員資格審査基準

令和5年10月1日

準第7号

（趣旨）

第1条 長野大学教員資格審査基準（令和5年準第4号。以下「統一審査基準」という。）

第2条第1項ただし書き及び第9条の規定に基づき、長野大学（以下「本学」という。）環境ツーリズム学部及び企業情報学部（地域経営学部）の教員が、学生に対して教育・研究指導するうえでの資格審査基準で特に必要と認めるもの（以下「審査基準」という。）に関し必要な事項を定める。

2 この基準で用いる用語は、特に規定する場合を除き、統一審査基準の例による。

（審査基準）

第2条 本学環境ツーリズム学部及び企業情報学部（地域経営学部）の教員が、学生に対して教育・研究指導するうえでの資格審査基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）によるほか、次の基準による。

（1）人格、識見が本学の教員として適当であると認められる者

（2）次の教歴（実務家等の場合は実務経験を含む。以下同じ。）及び業績がある者

資格名	教歴	研究業績	教歴及び研究業績の起算日
		論文	
教授	6年以上（実務家等の場合は10年以上）	10以上（実務家等の場合は18以上）	准教授の資格取得時（実務家等の場合は修士の学位取得時又は実務に就いた時）
准教授	5年以上	8以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
講師	2年以上（実務家等の場合は5年以上）	3以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
助教	実務家等の場合は5年以上	1以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）

2 長野大学教員任用選考規程（平成29年程第18号。以下「教員任用規程」という。）第8条第2項に規定する昇任判定基準については、次項から第6項に定めるとおりとする。

3 昇任候補者の選考における判断項目は、次の各号で掲げる要件とする。

- (1) 次項に規定する人物としての要件
- (2) 第5項に規定する職位ごとの在位期間などの資格による要件
- (3) 第6項に規定する教育研究業績による要件

4 人物については、次の各号を満たしていることとする。

- (1) 教育研究への熱意を持っていること
- (2) 本学の理念を理解していること
- (3) 本学の構成員としての自覚を持ち、誠実に本務を遂行していること

5 職位ごとの在位の期間などの資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教授となる者は、原則として本学において5年以上准教授の教育経験を有するとともに、教員任用規程第9条の教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。
- (2) 准教授となる者は、原則として本学において3年以上専任の講師の教育経験を有するとともに、教員任用規程第10条の准教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。

6 職位ごとの教育研究業績の基準は、次の各号のとおりとし、内容については昇任候補者が提出する応募書類に基づき審査する。

- (1) 教授となる者は、第1項第2号の教授の項中の業績がある者とする。
- (2) 准教授となる者は、第1項第2号の准教授の項中の業績がある者とする。

(教歴の加算)

第3条 教歴は、本学における教歴のみではなく、本学着任前の教歴を加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会に対して、選考委員会又は特別人事委員会が教員任用規程第5条第3項に基づき行う報告（以下「人事委員会への報告」という。）の際、明示するものとする。

(教歴への換算)

第4条 教歴は大学（大学院を含み、教授・准教授・講師・助教・助手及び非常勤講師）における教育経験年数をいうが、大学以外の機関においてその専攻分野について特に優れた研究業績又は実務経験がある時は、本学採用時にこれを教歴として換算し加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(論文の換算)

第5条 論文は、原則として単著又は共著の学術論文とする。なお、各資格に求められる論文（教授10、准教授8）の半数以上は、単著論文又は主著者（ファースト・オーサー）若しくは責任著者（コレスポンディング・オーサー）である共著論文でなければならない。

2 著書がある場合には、これを論文として換算することができる。

3 博士論文は、著書に換算することができる。

(教歴等への対応)

第6条 学部の特異性を考慮し、業績は必ずしも著書、論文に限らないものとする。

(イ) 特許又はこれに類するもの

(ロ) 著書、論文以外の著作物又は作品

(ハ) 受賞・表彰歴

(ニ) 高度専門職業資格

これらの知識・経験・成果のうち、定量的に論文の数に換算できるものについては、相当する論文の数をもって評価を行う。また、論文の数に換算できないものについては、定性的な評価をもってこれに代える。この対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(実務家等の特例)

第7条 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる実務家等については、その経験年数、技能及び実績を持って教歴及び研究業績に代えることができ、この教歴対応年数及び対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

2 前項にかかわらず、実務家等を教員に任用する場合には、次に掲げる全ての要件を満たすことを、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(1) 担当する専門分野に関する高度の実務能力を有すること。実務経験に基づく国家資格（技術士等）を有することが望ましい。

(2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すること。

(3) 教授については10年以上、准教授、講師、助教については5年以上の専門分野における実務の経験を有すること。

(着任後の業績)

第8条 本学着任後、特に顕著な業績を上げたものについては、これを教歴及び研究業績に換算することができる。ただし、この場合に学長とあらかじめ協議することを要する。この換算された教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(非常勤講師の資格)

第9条 非常勤講師の資格は、専任教員の講師に準ずるものとする。ただし、専門知識、専門技術及び実務経験を必要とする講義科目、演習科目、実習科目及び実験科目などについては、優れた専門知識、専門技術、各種資格をともなった経歴をもって教歴に、実務業績

を持って研究業績にそれぞれ代えることができる。

(教歴・論文の換算方法)

第10条 教歴・論文の換算方法については、次の事項に準ずる。

1 研究業績について

1_1 「論文」とは、原則として学術論文とし、①刊行されていること、②掲載誌名及び掲載年、巻又は号、番号、掲載ページが明確なこと、③参考文献として引用できるものであること、の3点を全て満たすもの。審査基準第2条で必要とされる論文数については、第5条第1項に準じる。

1_1_1 審査基準第6条（教歴等への対応）について

学部の特異性を考慮して、別紙2に記載されている基準で評価する。

1_2 論文に換算することができる著書とは、原則として学術書とし、ISBNが付され、発行年月日、発行所が明らかで刊行されているものとする。

1_2_1 著書（学術専門書）の単著の場合は論文3本とし、共著の場合には1章相当を担当している場合は論文1本として換算できる。

1_2_2 章を執筆しない編著や、項目執筆のみの辞典、事典については、論文として換算できない。

1_2_3 教科書、テキスト、翻訳書、研究報告書、総説、その他の書籍を論文に換算する場合は、その学術的意味、分量などによって判断する。

1_3 審査時点で未刊行である業績について

審査時点で未刊行である業績については、当該年度中に刊行されることが書面（アクセプトレター）等をもって証明された場合にのみ、換算することができる。

1_4 【地域経営学部】地域経営学部教員の場合、各資格に求められる論文のうち、教授にあつては、学術専門書単著1本又はそれに相当する主要学会の学術論文3本、准教授にあつては、主要学会の学術論文2本を含めるものとする。なお、主要学会については、別紙2を参照のこと。

2 教歴について

2_1 「教歴」とは、原則として「大学の専任教員として、正課内外での教育活動及び公務に従事した職歴」とする。同時期に複数の職歴を有する場合には、換算の高い職歴を採用し、二重の換算を行わない。

2_1_1 「教歴」に該当しない教育歴の換算については、以下のように換算する。

1 短期大学・高等専門学校専任教員（年数×1.0）

2 大学・短期大学の契約制外国人講師（年数×0.8）

3 大学・短期大学の助教（年数×0.8）

4 専門学校の専任講師（年数×0.8）

5 大学・短期大学の非常勤講師（年数×0.8）

2_1_2 教育活動を主たる目的としない職歴・経歴の換算については、以下のように換算する。

1 研究所等の研究員（年数×1.0）

2 審査対象分野に関する実務家（年数×1.0）

3 大学・短期大学の助手（年数×0.8）

4 大学院博士後期課程への在学（3年以上の在学又は学位取得をもって2.0年）

（別紙2）

第11条 審査基準での別紙2とは、次のものをさす。

別紙2 環境ツーリズム学系・企業情報学系【地域経営学部】地域経営学系

（審査基準の改正）

第12条 審査基準の改正を必要とすると認められるときは、学部にその審議のための委員会を設けるものとし、人事委員会の承認を得なければならない。

附 則

この基準は、令和5年10月1日より施行する。

附 則（令和6年7月24日準第6号）

この基準は、令和6年7月24日から施行する。

附 則（令和6年10月22日準第11号）

この基準は、令和6年10月22日から施行する。

附 則（令和7年2月17日準第6号）

この基準は、令和7年2月17日から施行する。

別紙2

教員資格審査研究業績基準

環境ツーリズム学系、企業情報学系（地域経営学系）

《評価点》

註 1点＝論文1本に換算

1 学術書（審査基準第10条1_2）

a. 学術書（単著） 3点

b. 入門書・教科書・一般書（単著） 2点

c. 上記aの分担執筆 1点

d. 上記bの分担執筆 1点

2 学術論文（審査基準第10条 1_1）

(1) 日本国内で発表された学術論文

a. 査読制のある全国規模の学会機関誌所載論文 1点

b. 査読制のない全国規模の学会機関誌所載論文 0.5点

c. a、b以外の全国規模の学会機関誌所載論文 0.5点

d. 大学（学部）紀要 0.5点

e. 地方規模の学会機関誌所載論文 0.5点

f. 市販の雑誌等所載論文 0.5点

註1 c、d、eについて査読制のある場合は0.5点加点する。

註2 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

註3 a、bの学会は、日本学術会議の協力団体（日本学術会議協力学術研究団体）である。査読制度の確立した以下のような主要学会である。

- ・日本経営学会（日本経営学会誌、経営学論集）
- ・組織学会（組織科学）
- ・経営行動研究学会（経営行動研究年報）
- ・日本社会学会（社会学評論）
- ・日本観光研究学会（観光研究）
- ・観光学術学会（観光学評論）
- ・日本行政学会（年報行政研究）
- ・日本デザイン学会（デザイン学研究）
- ・情報処理学会（情報処理学会誌）

また、査読制度の確立した大学学術誌、研究所学術誌、研究所機関誌等に掲載された原著論文については、上記学会機関誌所載論文に準じるものとする。

(2) 海外で発表された学術論文

a. 海外の査読制のある学会機関誌又は学術雑誌所載論文 1点

b. 国際的な学会に提出された査読付き論文 1点

c. 国際会議での基調講演、招待講演の講演録 1点

註1 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

註2 査読制度の確立した以下のような主要学会である。

- ・Academy of Management (Academy of Management Review)
- ・American Sociological Association (American Sociological Review)
- ・Asia Pacific Tourism Association, Academic Organization (Asia Pacific Journal of Tourism Research)
- ・International Institute of Administrative Sciences (International Review of Administrative Sciences)
- ・Association for Computing Machinery (ACM Journals)
- ・Institute of Electrical and Electronics Engineers (IEEE Computer Graphics and Applications)

3 調査報告、資料、研究ノート、書評など

- a. 調査報告、資料、研究ノート 0.5点
- b. 学会機関誌又は大学紀要に掲載された書評 0.5点

註 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

4 翻訳

- a. 学術書 1点
- b. 入門書・教科書・一般書 1点

5 学会発表など

- a. 国際的規模の学会が主催する大会 1点
- b. 全国的規模の学会が主催する大会 0.5点
- c. 地方的規模の学会が主催する大会及び学会が主催する研究会など 0.3点

註 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

6 学位論文

博士論文は、著書に換算することができる。

7 大学以外の機関においてその選考分野について特に優れた研究業績又は実務経験がある者の教歴の換算について（審査基準第4条）

次に掲げる研究業績又は実務経験が学生に価値ある知識やスキルを提供する能力があるかという観点から総合的に評価し、職位に必要な教歴として換算できること。

- (1) 組織内での業務経験
- (2) 組織でのリーダーシップの役割の経験
- (3) 組織内での問題解決実績の経験

- (5) 人材育成のカリキュラムや教材の開発経験
- (6) 教育関連の認定や資格
- (7) 教育改革や教育政策の議論に参加し、貢献してきた経験
- (8) 学術的な関心を持ち研究活動へ参加した実績
- (9) 学術論文の執筆
- (10) 組織内情報誌の専門分野に関する投稿
- (11) 特許又は実用新案の実績

8 その他

イ) 作品・業績の定義

論文に換算する作品・業績は、学科の教育・研究等に貢献するものを対象とする。
対象とする作品については、以下のとおり代表者と共同者の区別が明確であるものとする。

- (1) 刊行物に掲載され、掲載誌名及び掲載年、巻、号、掲載頁が明確であるもの。
- (2) 公的機関から表彰を受け、公示されたもの。
- (3) 共同作品・業績については、各資格に求められる業績の半数以上は代表者又は主たる担当者であること。